

信州大学学生生活に関する通則

(平成16年4月1日信州大学通則第1号)

(趣旨)

第1条 この通則は、信州大学(以下「本学」という。)の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(誓約書及び保証人)

第2条 本学の学生となる者は、入学のとき保証人1名を定め、連署の誓約書をその所属する学部の長又は研究科の長(以下「学部長等」という。)を経て学長に提出しなければならない。

第3条 保証人に異動があったときは、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(住所)

第4条 学生は、毎学年始め、その住所を学部長等に届け出て、異動のときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(学生証)

第5条 学生は、入学のとき学長から学生証の交付を受け、常に携帯するとともに、必要に応じこれを提示するものとする。

第6条 学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに届けて再交付を受けなければならない。

第7条 学生が本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

(厚生)

第8条 学生は、毎学年所定の健康診断を受けなければならない。

2 学部長等は、必要に応じ学生に治療を命じ、又は登学を停止することができる。

第9条 学生は、別に定めるところにより、本学の福利厚生施設を利用することができる。

(団体)

第10条 学生が、学生を構成員とする団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、顧問の教職員を定め、会則、代表者及び役員の名前並びに会員数を記載した文書を添え、あらかじめ代表者から学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が2学部以上にわたるときは教学担当の理事(以下「担当理事」という。)を経て届け出るものとする。

第11条 学生団体が学外団体に加入し、又は脱退するときは、学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が2学部以上にわたるときは、理事を経て学長に届け出るものとする。

(集会)

第12条 学生又は学生団体が本学の施設を使用して集会をしようとするときは、目的、日時、場所、予定人員等を記載した文書を提出し、当該施設を所管する部局の長の許可を受けなければならない。

(催物)

第13条 学生又は学生団体が学内外において、学生及び一般を対象として各種の催物をしようとするときは、あらかじめ学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、学生又は学生団体の会員が2学部以上にわたるときは、理事を経て学長に届け出るものとする。

(掲示)

第14条 学生又は学生団体による学内での文書、ポスター、立看板(以下「掲示物」という。)の掲示については、国立大学法人信州大学における掲示に関する規程(平成16年国立大学法人信州大学規程第61号)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 掲示物は、所定の一般掲示場(学生用掲示場)に掲示するものとする。
- 二 掲示物には、掲示した日付並びに学生にあっては掲示責任者名、学生団体にあっては団体名及び団体の代表者名を記載するものとする。
- 三 掲示の期間は、3週間以内とし、この期間を経過したものは、前号に規定する当該掲示責任者又は団体の代表者において、これを撤去するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、掲示の期間を延長することができるものとする。

(禁止等の措置)

第15条 第10条から前条までに規定する行為が本学の目的にそわないと認めるときは、禁止又は変更等を命ずることができる。附則この通則は、平成16年4月1日から施行する。附則この通則は、平成19年10月1日から施行する。

附則 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この通則は、平成19年10月1日から施行する。

附則 この通則は、平成23年4月1日から施行する。

国立大学法人信州大学における掲示に関する規程

(平成16年4月1日国立大学法人信州大学規程第61号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人信州大学(以下「本法人」という。)における掲示に関し必要な事項を定める。

(掲示場)

第2条 掲示場を公用掲示場と一般掲示場とに区分する。
2 所定の掲示場以外の場所に掲示しようとするときは、所管部局長の許可を受けなければならない。

(掲示の手続)

第3条 本法人の公示以外のすべての掲示は、団体によるものは、その団体名並びに責任者名、個人によるものは、その氏名を記載して、所管部局長の検印を受け掲示場所と掲示期間の指定を受けた後でなければ、掲示することができない。

(遵守事項)

第4条 掲示は、虚偽の記述又は名誉のき損にわたってはならない。

(違反者に対する措置)

第5条 この掲示規程に違反したものは、撤去没収し、しばしば違反するものについては、以後その掲示を認めないことがある。

(学外者の掲示)

第6条 学外者の掲示については、所管部局長の許可を得なければならない。

附則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

信州大学学生表彰要項

(平成16年12月9日学生委員会決定)

(目的)

第1条 この要項は、信州大学学則(平成16年信州大学学則第1号)第64条及び信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号)第55条に規定する学生表彰のうち、課外活動及び社会活動における学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、信州大学学長賞(以下「学長賞」という。)及び信州大学功労賞(以下「功労賞」という。)とする。

(表彰の基準)

第3条 学長賞の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について行う。一信州大学(以下「本学」という。)における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの二社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの三その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの
2 功労賞の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について行う。一本学における課外活動の成果が顕著で

あり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの二社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を高めたと認められるもの三その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

(表彰の手続)

第4条 学長は、学部長又は研究科長の推薦に基づき、国立大学法人信州大学学生委員会の意見を聴取して、表彰を決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、原則として入学式又は卒業式(大学院の学生にあっては、学位授与式)の日とする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この要項は、平成16年12月10日から実施する。

附則

この要項は、平成18年3月14日から実施する。

信州大学学生表彰に関する申合せ

(平成16年12月9日学生委員会決定)

信州大学学生表彰要項第3条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号に定める本学学生の表彰の基準に該当する個人又は団体は、次のとおりとする。

(信州大学学長賞)

- 1 第3条第1項第1号に該当するもの
 - 一 スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等のスポーツの権威ある大会に出場し、優れた成績を収めたもの
 - 二 文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国際レベル又は国内最高レベルの審査等で高い評価を得たもの
- 2 第3条第1項第2号に該当するもの
 - 一 ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受け、その活動が国内外の公的機関において表彰されたもの

(信州大学功労賞)

- 3 第3条第2項第1号に該当するもの
 - 一 スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等に準ずる大会に出場し、優れた成績を収めたもの
 - 二 文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国内レベルの審査等で高い評価を得たもの
 - 4 第3条第2項第2号に該当するもの
 - 一 ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受けたもの
- 附則
この申し合わせは、平成16年12月10日から実施する。

信州大学松本地区体育施設使用内規

(趣旨)

第1条 信州大学学生部が管理する信州大学松本地区体育施設(以下「体育施設」という。)の使用については、国立大学法人信州大学不動産管理細則その他関係法令に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(施設の種類)

第2条 体育施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 運動場
- 二 体育館
- 三 武道場
- 四 弓道場
- 五 テニスコート場
- 六 プール

2 前項各号の施設の名称は、別に定める

(使用の範囲)

第3条 体育施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- 一 保健体育科目等の授業
- 二 学生の課外活動
- 三 教職員の保健、厚生等の研修
- 四 学生が主催する行事等
- 五 本学(部局等を含む)が主催する行事等
- 六 その他の行事等

(使用計画等)

第4条 体育施設を保健体育科目等の授業(以下「授業」という。)に使用する場合は、授業担当教官等が、年度の授業開始前までに使用計画を立て、副学長(教学担当)に使用計画を提出し、それに基づき使用するものとする。

2 体育施設を課外活動に使用する場合は、授業に支障を来たさない範囲において許可する。

3 体育施設を教職員の研修に使用する場合は授業及び課外活動に支障を来たさない範囲において許可する。

4 体育施設を学内の行事等に使用する場合は、授業及び課外活動並びに教職員の研修使用計画に支障のない限りにおいて許可する。

5 体育施設を学外の者の願い出によって使用させる場合は、本学の使用計画等に支障のない場合において許可することができる。

(使用時間)

第5条 体育施設の使用は、午前8時30分から午後9時までの間とする。

(使用についての心得)

第6条 使用者は、別に定める「信州大学松本地区体育施設使用上の心得」を遵守しなければならない。

附則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

信州大学第三運動場夜間照明設備使用内規

第1条 この内規は、信州大学第三運動場夜間照明設備(以下「照明設備」という。)の使用について、必要な事項を定める。

第2条 照明設備の使用期間は、4月1日から11月30日までとし、使用時間は、午後7時から午後9時までとする。

第3条 照明設備を使用しようとする者は、体育施設一時使用許可願を学生部学生支援課に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、使用日の属する月の1か月前の1日から受け付けるものとする。

第4条 照明設備の使用料は、別に定める料金によるものとし、使用許可を受けたときは、直ちに納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。

第5条 照明設備の使用に当たっては、信州大学松本地区体育施設使用内規、同使用上の申合せ事項及び同使用上の心得を遵守するとともに、係員の指示に従わなければならない。

2 使用に当たり、地域住民に迷惑をかけた場合は、次回からの使用を許可しない。

第6条 午後7時前に、照明設備を使用しようとするときは、学生部学生支援課と協議するものとする。

附則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

信州大学松本地区体育施設使用上の申合せ事項

1 授業以外の課外活動その他の使用については、平日の午前8時30分から午後4時10分(授業時間帯)以外の時間帯及び休業日等に使用することを原則とする。

2 本学及び本学学生の主催する行事等のうち、全学的なもの及び特別なものは、協議の上その使用を優先することができる。

3 課外活動に使用する場合は、効率的に使用できるよう学生自治会連合会において、年度の前期及び後期の開始前までに使用計画をたて使用することとする。使用計画の立案に当たっては、学生自治会連合会は、各学部学生自治会と連絡及び調整をとるものとする。

4 学外者の使用については、休業日等のうち、本学で使用しない日時とする。

5 信州大学松本地区体育施設の名称は、次のとおりとする。

- 第一運動場 (旭団地屋外運動場)
- 第二運動場 (医学部運動場)
- 第三運動場 (高等教育システムセンター運動場)
- 第一体育館 (高等教育システムセンター第一体育館)

- 第二体育館 (高等教育システムセンター第二体育館)
 - 武道場 (高等教育システムセンター武道場)
 - 第一弓道場 (医学部弓道場)
 - 第二弓道場 (高等教育システムセンター弓道場)
 - 第一テニスコート場 (地団地屋外運動場テニスコート)
 - 第二テニスコート場 (医学部テニスコート)
 - プール (旭団地プール)
- ()は旧名称。

附則

この申合せ事項は、平成16年4月1日から実施する。

信州大学松本地区課外活動共用施設(サークルボックス)使用上の心得

1 信州大学松本地区課外活動共用施設(サークルボックス)(以下「共用施設」という。)は、課外活動団体が、共同で課外活動に使用することができる。

2 共用施設の使用を希望する課外活動団体の代表責任者は、共用施設使用許可願を理事(教学担当)に提出し、許可を得ること。

3 共用施設の使用許可期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

4 共用施設の使用時間は午前8時から午後9時30分までとする。

5 共用施設の鍵は、使用を許可された団体(以下「使用許可団体」という。)の責任者の申し出により、鍵使用簿に記名・押印した後、責任者に貸与する。

6 責任者が交替または、異動した使用許可団体は、新旧責任者が学生支援課において鍵使用簿に記名・押印の上、引き継ぐものとする。

7 共用施設の鍵を紛失した場合は、責任者が学生支援課に申し出なければならない。この場合において、共用施設の鍵の再貸与にかかる経費は、当該使用許可団体が負担するものとする。

8 使用許可団体の故意または過失により、共用施設、設備または備品を紛失、破損または汚損した場合は、当該使用許可団体が弁償しなければならない。

9 共用施設をしようする者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 使用時間を厳守すること。
- ② 著しい喧噪(特に講義時間中や夜間の歌声、楽器演奏等)または、風紀を乱す等、他人に迷惑になる行為をしないこと。
- ③ 火器を使用しないこと。
- ④ たばこの吸殻等火気の始末及び盗難には、特に注意すること。
- ⑤ 共用施設の設備及び備品等は、大切に扱うこと。

⑥ 整理・整頓をお互いに心がけ、落書、改造等をしないこと。

⑦ 最終退出者は、必ず灰皿を清掃して、消灯を忘れずに励行し、施設は的確に行うこと。

附則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成19年10月1日から実施する。

信州大学松本地区体育施設使用上の心得

1 体育施設を使用する場合は、所定の手続を取ること。

2 体育施設は、使用を許可された者以外は使用しないこと。

3 許可された施設及び設備品以外を無断で使用しないこと。

4 許可された目的以外及び時間外に使用しないこと。

5 使用に際しては、体育施設を傷つけ又は汚損する恐れのない運動靴を用いること。

6 体育施設内では、火気使用及び喫煙をしないこと。

7 体育施設内には、危険物等を持ち込まないこと。

8 貼紙、掲示等は、所定の場所以外にしないこと。

9 体育施設内の更衣室及びロッカーを長時間にわたり占有しないこと。

10 施設、器具等を滅失、破損又は汚損したときは、速やかに係員に申し出て、指示を受けること。

11 使用後の整理、整頓及び清掃等は、使用者において責任をもって行い、確認を受けること。

12 この使用上の心得に違反した場合は、使用許可を取り消し、次回からの使用を許可しない。

13 その他使用については、係員等の指示に従うこと。

附則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。